（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式第一中「⑮【取得格付】⑼」を削り、同様式第二中「⑮【取得格付】」を削り、同様式記載上の注意(1)b中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め、同記載上の注意中⑼を削り、⑽を⑼とし、⑾から⑯までを⑽から⑮までとする。

第二号様式第一部第一中「⑮【取得格付】⑿」を「⑮【その他】⑿」に改め、同様式第一部第二中「⑮【取得格付】」を「⑮【その他】」に改め、同様式記載上の注意(1)b中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め「に記載」の次に「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意⒀の1に準じて記載」を加え、同記載上の注意⑿を次のように改める。

（12）　その他

a　当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該発行に係る有価証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第３項第３号の規定により当該発行に係る有価証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

b　以上のほか、当該発行に係る有価証券の募集について、投資者保護の観点から必要と認められる事項がある場合には、その内容について記載すること。

第二号の二様式及び第二号の三様式中「⑮【取得格付】」を削る。

第四号様式記載上の注意(1)b中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め「基本事項」に記載」の次に「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意⒀の1に準じて記載」を加える。

第九号様式及び第十号様式中「⑮【取得格付】」を削る。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式記載上の注意(1)a及び第一号の二様式記載上の注意(1)a中「方法、取得格付等」を「方法等」に改める。

第一号の三様式中「⑾【取得格付】」を削り、同様式記載上の注意(1)a中「方法、取得格付等」を「方法等」に改める。

第二号様式中「⑾【取得格付】」を削り、同様式記載上の注意(1)a中「方法、取得格付等」を「方法等」に改める。

第四号様式記載上の注意(1)e中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め「に記載」の次に「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意⒀の1に準じて記載」を加え、同記載上の注意(4)bを次のように改める。

b　当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人（発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託会社又は同条第２項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第47条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。）をいう。以下この様式において同じ。）の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該届出に係る内国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る内国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第四号の二様式記載上の注意(6)bを次のように改める。

b　当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社（発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。）の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該届出に係る外国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る外国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第四号の三様式中「⑾【取得格付】」を削り、同様式記載上の注意(1)e中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め「に記載」の次に「し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意⒀の1に準じて記載」を加え、同記載上の注意(4)bを次のように改める。

b　当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明